

各 県 立 学 校 長 様

体 育 保 健 課 長

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

標記の件につきまして、令和 3 年 6 月 2 2 日付け事務連絡においてお知らせしているところですが、新学期を迎えるにあたり、下記のとおり適切に対応するよう、改めてお願いします。

なお、本事務連絡は、現時点の知見に基づき作成したものであり、今後、新たな知見が得られた場合や感染症法に位置付けられている類型の変更等の際には、変更の可能性があり得ます。

記

1 新型コロナウイルスワクチンに対する正しい理解の促進

学校医等と連携するなどにより、生徒及び保護者が自ら接種の判断ができるよう、ワクチンの効果や副反応についての説明等、生徒及び保護者に対する丁寧な情報提供や方法の工夫を行うこと。

2 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い

(1) 児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

児童生徒が医療機関等でワクチンの接種を受ける場合の取扱いについては、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断した場合は、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで、欠席としないなどの柔軟な取扱いをすること。また、状況に応じて、時間単位で欠席としない扱いも可とする。

なお、学校保健安全法第 19 条の出席停止とは異なり、本課への報告は必要ないことを申し添えます。

(2) 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られる場合は、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取ることが可能であること。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童生徒や保護者から状況を聴取したうえで、校長において適切に判断すること。